

(問い合わせ先)
令和6年3月12日
広島県農林水産局
担当者：向井
内線：3502
電話：082-513-3502

北広島町における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について（第1報）

令和6年3月12日
畜産課

3月11日、山県郡北広島町の採卵鶏農場において、家畜伝染病である「高病原性鳥インフルエンザ」が疑われた事例について、PCR検査の結果、H5亜型の遺伝子が確認され、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。

県では、国の指針に基づき、当該農場の飼養鶏の殺処分及び通行遮断、移動制限区域の設定等、必要な防疫措置を開始することとしました。

1 農場の概要

- (1) 農場所在地：山県郡北広島町
- (2) 飼養状況：採卵鶏飼養農場（規模 約80,000羽）

2 経緯

- (1) 3月11日（月）13時45分頃、当該農場から、死亡鶏が増加した旨の通報を、西部畜産事務所が受け、農場立入検査を実施。
- (2) 同日、17時31分に西部畜産事務所が当該農場において、鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ、A型インフルエンザ陽性を確認。
- (3) 同日、19時に当該農場から西部畜産事務所へ検体を搬入し、遺伝子検査（PCR検査）を開始。
- (4) 当該遺伝子検査（PCR検査）の結果、H5亜型の遺伝子が確認され、3月12日（火）8時30分、農林水産省が高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定。

3 今後の対応方針

県では以下の防疫措置を開始します。

- (1) 発生農場：飼養家きんの殺処分、汚染物品等の処理等及び消毒
- (2) 周辺農場：移動制限等の実施

移動制限等：鶏等の家きん、病原体を広げるおそれがある物品等を対象とし、当面発生農場を中心とした区域で実施。

移動制限区域（3km以内）100羽以上飼養農場 0農場

搬出制限区域（10km以内）100羽以上飼養農場 3農場 飼養羽数 約1,600羽

- (3) 消毒ポイント：制限区域境界付近に消毒ポイントを設置し、準備が整い次第、車両消毒を開始。
場所は別紙のとおり。

4 その他

- (1) 我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。
- (2) 発生農場周辺での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いします。特に、ヘリコプターやドローンを使用するの取材は、防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

なお、消毒ポイント番号②の北広島町役場での消毒作業等の状況を取材可能とします。

取材可能時刻は、13時30分から15時30分とします。

これ以外での取材は厳に慎んでいただきますようお願いいたします。

- (3) 今後とも、本件に関する情報提供に努めてまいりますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

消毒ポイントリスト

別紙

○消毒ポイントの詳細

令和6年3月12日 8:30現在

	消毒ポイント名	設置場所	消毒方式	運営時間	備考
①	大朝運動公園	北広島町大朝1363	動力噴霧器	24時間	
②	北広島町役場	北広島町有田1234	動力噴霧器	24時間	
③	北広島町豊平支所	北広島町戸谷1088番地の1	動力噴霧器	24時間	
④	大朝IC	北広島町新庄 大朝IC	動力噴霧器	24時間	

高病原性鳥インフルエンザの発生から防疫措置完了までの流れ

令和6年3月 広島県農林水産局

高病原性鳥インフルエンザは、伝播力の強さや高い致死性から、ひとたびまん延すれば、養鶏産業に及ぼす影響が甚大であるほか、国民への鶏肉・鶏卵の安定供給を脅かすことから、発生農場における迅速な患畜等の殺処分、その死体の処理(埋却・焼却)、鶏舎等の消毒を早期に進め、封じ込めることが重要です。

発生農場から通報

高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生

鳥インフル発生か？
〇〇市の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例が発生した。…
報道のイメージ

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認

鳥インフル発生
県は、〇〇市の養鶏場で鳥インフルエンザのウイルスを確認し、殺処分を始めた。…

高病原性鳥インフルエンザの患畜の確認

高病原性と確認
〇〇市で発生した鳥インフルエンザは高病原性であることが確認された。…

発生農場における防疫措置の完了

搬出制限区域の解除

移動制限区域の解除

簡易検査
(抗原検査)

遺伝子検査
(PCR検査)

遺伝子解析

防疫措置

殺処分
埋却・焼却
清掃・消毒

移動制限区域
搬出制限区域
の設定
消毒
ポイント
の設置

制限区域
の縮小

A 疑われる事例の発生

農場から、死んでいる鶏が増加しているなど異常があることの通報を受けた県畜産事務所は、農場において簡易検査を行います。結果が陽性であると、「高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例(鳥インフル発生か?)が発生」したこととなります。

B 疑似患畜の判定

県西部畜産事務所に材料を持ち帰り、遺伝子検査を行い、検査結果を農林水産省に送ります。農林水産省において、鳥インフルエンザウイルスが確認されると、「高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜(鳥インフル発生)」であると判定され、直ちに殺処分等の防疫措置を開始します。ここまで、通報から1日程度かかります。その後、農林水産省において詳細な検査を行い、高病原性であることが確認されると「高病原性鳥インフルエンザの患畜(高病原性と確認)」と判定され、正式に「高病原性鳥インフルエンザの発生」となります。

殺処分等の開始

発生農場及び疫学関連農場(ウイルスが伝播している可能性がある農場)の全ての鶏の殺処分を24時間体制で行います。殺処分した鶏、エサや糞など全てを処分(埋却・焼却)し、鶏舎等の消毒を終えると発生農場における防疫措置が完了したことになります。

制限区域の設定

移動制限区域(発生農場に半径3km)

農場から鶏や卵などの移動を禁止します。

搬出制限区域(発生農場を中心に半径10km)

この区域から鶏や卵などを搬出することを禁止します。

なお、消毒方法などについて農林水産省と協議が整うことより、搬出、移動が可能となります。(移動制限区域の農場については検査を行い、陰性であることを確認します。)

消毒ポイントの設置

車両を通じて他の農場に感染が拡大することを防止するため、畜産関係車両や防疫関係車両などの消毒を行います。

C 搬出制限区域の解除

(発生農場を中心に半径10km)

発生農場の防疫措置が完了して10日を経過した後(防疫措置完了後11日目以降)に行う清浄性確認検査で陰性であれば解除できます。

D 移動制限区域の解除

(発生農場を中心に半径3km)

発生農場の防疫措置が完了して21日(防疫措置完了後22日目)を経過すると解除できます。